

第 8 次 改 訂 版		根拠条文等・考え方		改 訂 案		根拠条文等・考え方																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1～3 (略)				1～3 (現行に同じ。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4 誘導灯, 誘導標識の設置基準及び設置種類				4 誘導灯, 誘導標識の設置基準及び設置種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
誘導灯及び誘導標識の設置基準は, 令第 26 条第 1 項の規定による。				誘導灯及び誘導標識の設置基準は, 令第 26 条第 1 項の規定による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項</th> <th colspan="3">設置基準</th> <th colspan="3">設置種類</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">避難口・通路誘導灯</th> <th rowspan="2">客席誘導灯</th> <th rowspan="2">誘導標識</th> <th>避難口誘導灯</th> <th>通路誘導灯 (室内に設けるもの)</th> <th>通路誘導灯 (廊下に設けるもの)</th> </tr> <tr> <th>当該階の床面積 (㎡)</th> <th>当該階の床面積 (㎡)</th> <th>当該階の床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>イ</td> <td>全部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>イ ロ ハ ニ</td> <td>全部</td> <td></td> <td>A・B</td> <td>通路A・B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>イ ロ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>イ ロ</td> <td>※1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>イ ロ ハ ニ</td> <td>全部</td> <td>全部 ただし、誘導灯を 設置した場合その有効 範囲を除く</td> <td>C</td> <td>通路C</td> <td>通路C</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td></td> <td>※1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>イ ロ</td> <td>全部</td> <td></td> <td>A・B</td> <td>通路A・B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A・B</td> <td>通路A・B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(12)</td> <td>イ ロ</td> <td>※1</td> <td></td> <td>C</td> <td>通路C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(13)</td> <td>イ ロ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(14)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16)</td> <td>イ ロ</td> <td>全部 ※1</td> <td>※2</td> <td>A・B ※1</td> <td>通路A・B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16の2)</td> <td></td> <td></td> <td>※2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16の3)</td> <td></td> <td>※1</td> <td></td> <td>A・B</td> <td>通路A・B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3">全部～建物のどの階に於いても設置 ※1～地階、無窓階及び11階以上の部分に設置 ※2～(1)項の用途部分に設置</td> <td colspan="3">A・B～避難口A形、避難口B形・BH形又は避難口B形・BL形に点滅機能を有するもの C～避難口C形以上(矢印付はB形以上) 通路A・B～通路A形、通路B形・BH形 通路C～通路C形以上 ※1 16項イに於いては(1)項から(4)項まで、15項イ、ロ、ハ又は別項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置する</td> </tr> </tbody> </table>		項	設置基準			設置種類			避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	避難口誘導灯	通路誘導灯 (室内に設けるもの)	通路誘導灯 (廊下に設けるもの)	当該階の床面積 (㎡)	当該階の床面積 (㎡)	当該階の床面積 (㎡)	(1)	イ	全部					(2)	イ ロ ハ ニ	全部		A・B	通路A・B		(3)	イ ロ						(4)							(5)	イ ロ	※1					(6)	イ ロ ハ ニ	全部	全部 ただし、誘導灯を 設置した場合その有効 範囲を除く	C	通路C	通路C	(7)		※1					(8)							(9)	イ ロ	全部		A・B	通路A・B		(10)				A・B	通路A・B		(11)							(12)	イ ロ	※1		C	通路C		(13)	イ ロ						(14)							(15)							(16)	イ ロ	全部 ※1	※2	A・B ※1	通路A・B		(16の2)			※2				(16の3)		※1		A・B	通路A・B		備 考	全部～建物のどの階に於いても設置 ※1～地階、無窓階及び11階以上の部分に設置 ※2～(1)項の用途部分に設置			A・B～避難口A形、避難口B形・BH形又は避難口B形・BL形に点滅機能を有するもの C～避難口C形以上(矢印付はB形以上) 通路A・B～通路A形、通路B形・BH形 通路C～通路C形以上 ※1 16項イに於いては(1)項から(4)項まで、15項イ、ロ、ハ又は別項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置する			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項</th> <th colspan="3">設置基準</th> <th colspan="3">設置種類</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">避難口・通路誘導灯</th> <th rowspan="2">客席誘導灯</th> <th rowspan="2">誘導標識</th> <th>避難口誘導灯</th> <th>通路誘導灯 (室内に設けるもの)</th> <th>通路誘導灯 (廊下に設けるもの)</th> </tr> <tr> <th>当該階の床面積 (㎡)</th> <th>当該階の床面積 (㎡)</th> <th>当該階の床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>イ</td> <td>全部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>イ ロ ハ ニ</td> <td>全部</td> <td></td> <td>A・B</td> <td>通路A・B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>イ ロ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>イ ロ</td> <td>※1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>イ ロ ハ ニ</td> <td>全部</td> <td>全部 ただし、誘導灯を 設置した場合その有効 範囲を除く</td> <td>C</td> <td>通路C</td> <td>通路C</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td></td> <td>※1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>イ ロ</td> <td>全部</td> <td></td> <td>A・B</td> <td>通路A・B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A・B</td> <td>通路A・B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(12)</td> <td>イ ロ</td> <td>※1</td> <td></td> <td>C</td> <td>通路C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(13)</td> <td>イ ロ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(14)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16)</td> <td>イ ロ</td> <td>全部 ※1</td> <td>※2</td> <td>A・B ※1</td> <td>通路A・B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16の2)</td> <td></td> <td></td> <td>※2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16の3)</td> <td></td> <td>※1</td> <td></td> <td>A・B</td> <td>通路A・B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3">全部～建物のどの階に於いても設置 ※1～地階、無窓階及び11階以上の部分に設置 ※2～(1)項の用途部分に設置</td> <td colspan="3">A・B～避難口A形、避難口B形・BH形又は避難口B形・BL形に点滅機能を有するもの C～避難口C形以上(矢印付はB形以上) 通路A・B～通路A形、通路B形・BH形 通路C～通路C形以上 ※1 16項イに於いては(1)項から(4)項まで、又は別項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置する</td> </tr> </tbody> </table>		項	設置基準			設置種類			避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	避難口誘導灯	通路誘導灯 (室内に設けるもの)	通路誘導灯 (廊下に設けるもの)	当該階の床面積 (㎡)	当該階の床面積 (㎡)	当該階の床面積 (㎡)	(1)	イ	全部					(2)	イ ロ ハ ニ	全部		A・B	通路A・B		(3)	イ ロ						(4)							(5)	イ ロ	※1					(6)	イ ロ ハ ニ	全部	全部 ただし、誘導灯を 設置した場合その有効 範囲を除く	C	通路C	通路C	(7)		※1					(8)							(9)	イ ロ	全部		A・B	通路A・B		(10)				A・B	通路A・B		(11)							(12)	イ ロ	※1		C	通路C		(13)	イ ロ						(14)							(15)							(16)	イ ロ	全部 ※1	※2	A・B ※1	通路A・B		(16の2)			※2				(16の3)		※1		A・B	通路A・B		備 考	全部～建物のどの階に於いても設置 ※1～地階、無窓階及び11階以上の部分に設置 ※2～(1)項の用途部分に設置			A・B～避難口A形、避難口B形・BH形又は避難口B形・BL形に点滅機能を有するもの C～避難口C形以上(矢印付はB形以上) 通路A・B～通路A形、通路B形・BH形 通路C～通路C形以上 ※1 16項イに於いては(1)項から(4)項まで、又は別項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置する			<p>則第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の基準通りの表現 ((5)項イと(6)項は含まず、対象範囲も該当する階) にする。</p> <p>小規模な平屋建ての非特定用途の無窓階建物 (ガレージ, 倉庫, ATM など) などに対し, 令第 32 条の規定を適用して基準を緩和することができるよう, 第 5 次改訂版までの表記を参考として文言を追加するもの。</p>	
項	設置基準			設置種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	避難口・通路誘導灯		客席誘導灯	誘導標識	避難口誘導灯	通路誘導灯 (室内に設けるもの)	通路誘導灯 (廊下に設けるもの)																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		当該階の床面積 (㎡)			当該階の床面積 (㎡)	当該階の床面積 (㎡)																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(1)	イ	全部																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(2)	イ ロ ハ ニ	全部		A・B	通路A・B																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(3)	イ ロ																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(5)	イ ロ	※1																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(6)	イ ロ ハ ニ	全部	全部 ただし、誘導灯を 設置した場合その有効 範囲を除く	C	通路C	通路C																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(7)		※1																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(8)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(9)	イ ロ	全部		A・B	通路A・B																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(10)				A・B	通路A・B																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(11)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(12)	イ ロ	※1		C	通路C																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(13)	イ ロ																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(14)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(15)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(16)	イ ロ	全部 ※1	※2	A・B ※1	通路A・B																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(16の2)			※2																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
(16の3)		※1		A・B	通路A・B																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
備 考	全部～建物のどの階に於いても設置 ※1～地階、無窓階及び11階以上の部分に設置 ※2～(1)項の用途部分に設置			A・B～避難口A形、避難口B形・BH形又は避難口B形・BL形に点滅機能を有するもの C～避難口C形以上(矢印付はB形以上) 通路A・B～通路A形、通路B形・BH形 通路C～通路C形以上 ※1 16項イに於いては(1)項から(4)項まで、15項イ、ロ、ハ又は別項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置する																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
項	設置基準			設置種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	避難口誘導灯	通路誘導灯 (室内に設けるもの)	通路誘導灯 (廊下に設けるもの)																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				当該階の床面積 (㎡)	当該階の床面積 (㎡)	当該階の床面積 (㎡)																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(1)	イ	全部																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(2)	イ ロ ハ ニ	全部		A・B	通路A・B																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(3)	イ ロ																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(5)	イ ロ	※1																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(6)	イ ロ ハ ニ	全部	全部 ただし、誘導灯を 設置した場合その有効 範囲を除く	C	通路C	通路C																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(7)		※1																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(8)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(9)	イ ロ	全部		A・B	通路A・B																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(10)				A・B	通路A・B																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(11)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(12)	イ ロ	※1		C	通路C																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(13)	イ ロ																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(14)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(15)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(16)	イ ロ	全部 ※1	※2	A・B ※1	通路A・B																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(16の2)			※2																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
(16の3)		※1		A・B	通路A・B																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
備 考	全部～建物のどの階に於いても設置 ※1～地階、無窓階及び11階以上の部分に設置 ※2～(1)項の用途部分に設置			A・B～避難口A形、避難口B形・BH形又は避難口B形・BL形に点滅機能を有するもの C～避難口C形以上(矢印付はB形以上) 通路A・B～通路A形、通路B形・BH形 通路C～通路C形以上 ※1 16項イに於いては(1)項から(4)項まで、又は別項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置する																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分				5 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(1) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分は規則第 28 条の 2 第 1 項及び平成 11 年消防庁告示第 2 号第 3 の規定によること。				(1) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分は規則第 28 条の 2 第 1 項及び平成 11 年消防庁告示第 2 号第 3 の規定によること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ア 避難階 (無窓階を除く。) の場合				ア 避難階 (無窓階を除く。) の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
_____				ただし, 特定防火対象物以外の防火対象物の無窓階にあっては, 令第 32 条の規定を適用し, 歩行距離 20m 以下を 15m 以下に読み替えて適用することができる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

<p>(図16-3 略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(図16-4 略)</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>6 誘導灯の設置要領</p> <p>(1) 避難口誘導灯</p> <p>ア 設置場所</p> <p>避難口誘導灯は、令第26条第2項第1号の規定によるほか、規則第28条の3第3項第1号の規定により、次の位置に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。</p> <p>(7)~(イ) (略)</p> <p>(7) <u>ア</u>(7)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下であるものを除く。）</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ~ウ (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯</p> <p>点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯及び点滅形誘導音装置付誘導灯の設置場所及び設置要領は、<u>1</u>(1)によるほか次によること。</p> <p>ア 設置場所</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) <u>1</u>(1)ア(7)又は(イ)に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けないこと。</p> <p>イ 設置要領</p> <p>(7)~(オ) (略)</p> <p>(カ) <u>1</u>(オ)の場合において当該階段室には、煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあつては、出火階の頂上階以上、地下会の場合にあつては地階の誘導音を停止させるものであること。◆</p> <p>a (略)</p> <p>b 自動火災報知設備の煙感知器が当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあつては、<u>1</u>aにかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。</p> <p>(キ)~(ケ) (略)</p> <p>(6) 誘導灯と標識灯を並列設置する場合の設置基準は、平成11年消防庁告示第2号第5第1号(10)によるほか、次によること。</p> <p>ア 標識灯を並列設置（標識灯を誘導灯の短辺に接して設置する</p>		<p>(図16-3 現行に同じ。)</p> <p>イ (現行に同じ。)</p> <p>(図16-4 現行に同じ。)</p> <p>(2)~(3) (現行に同じ。)</p> <p>6 誘導灯の設置要領</p> <p>(1) 避難口誘導灯</p> <p>ア 設置場所</p> <p>避難口誘導灯は、令第26条第2項第1号の規定によるほか、規則第28条の3第3項第1号の規定により、次の位置に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。</p> <p>(7)~(イ) (現行に同じ。)</p> <p>(7) <u>前</u>(7)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下であるものを除く。）</p> <p>(エ) (現行に同じ。)</p> <p>イ~ウ (現行に同じ。)</p> <p>(2)~(4) (現行に同じ。)</p> <p>(5) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯</p> <p>点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯及び点滅形誘導音装置付誘導灯の設置場所及び設置要領は、<u>6</u>(1)によるほか次によること。</p> <p>ア 設置場所</p> <p>(7) (現行に同じ。)</p> <p>(イ) <u>6</u>(1)ア(7)又は(イ)に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けないこと。</p> <p>イ 設置要領</p> <p>(7)~(オ) (現行に同じ。)</p> <p>(カ) <u>前</u>(オ)の場合において当該階段室には、煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあつては、出火階の頂上階以上、地下会の場合にあつては地階の誘導音を停止させるものであること。◆</p> <p>a (現行に同じ。)</p> <p>b 自動火災報知設備の煙感知器が当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあつては、<u>前</u>aにかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。</p> <p>(キ)~(ケ) (現行に同じ。)</p> <p>(6) 誘導灯と標識灯を並列設置する場合の設置基準は、平成11年消防庁告示第2号第5第1号(10)によるほか、次によること。</p> <p>ア 標識灯を並列設置（標識灯を誘導灯の短辺に接して設置する</p>	
---	--	---	--

こと。)する場合における誘導灯は、避難口誘導灯に限るものとし、その設置場所は、1(1)ア(7)又は(イ)に掲げる場所とすること。◆

イ～ク (略)

(7) 誘導標識

誘導標識は、避難口誘導標識及び通路誘導標識に区分される。

ア 設置箇所

(7) (略)

(イ) 令別表第1に掲げる防火対象物 (7(7)及び(イ))の部分を除く)のうち、不特定多数の者の避難経路となる避難口、廊下等に設置すること。◆

(ウ) (略)

イ 設置要領

令第26条第3項、規則第28条の3第5項及び平成11年消防庁告示第2号第3の2の規定によるほか、次によること。

(7)～(エ) (略)

(ウ) 床面又はその直近に設ける蓄光式誘導標識の基準

a 告示第3の2第2号

に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1メートル以下の避難上有効な箇所をいう。

b 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、蓄光式誘導標識を設けることが適当である。この場合において、蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」(告示別図第2)の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとする。

c 誘導標識の材料は、「堅ろうで耐久性のあるもの」(告示第5第3号(1))とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあつては、耐摩耗性や耐水性を有するものを設置すること。

d (略)

(カ) 光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導表示

a 告示第3の2ただし書

に規定する「光を発する帯状の標示」としては、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの(図16-30)、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの(図16-31)等を想定しており、停電等により通常の照明が消灯してから20分間(規則第28条の3第4項第10号の規定において悠路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあつては60分間)経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保されるようにすること。

(式省略)

こと。)する場合における誘導灯は、避難口誘導灯に限るものとし、その設置場所は、6(1)ア(7)又は(イ)に掲げる場所とすること。◆

イ～ク (現行に同じ。)

(7) 誘導標識

誘導標識は、避難口誘導標識及び通路誘導標識に区分される。

ア 設置箇所

(7) (現行に同じ。)

(イ) 令別表第1に掲げる防火対象物 (前(7)及び6(1)アの部分を除く)のうち、不特定多数の者の避難経路となる避難口、廊下等に設置すること。◆

(ウ) (現行に同じ。)

イ 設置要領

令第26条第3項、規則第28条の3第5項及び平成11年消防庁告示第2号第3の2の規定によるほか、次によること。

(7)～(エ) (現行に同じ。)

(ウ) 床面又はその直近に設ける蓄光式誘導標識の基準

a 平成11年消防庁告示第2号第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1メートル以下の避難上有効な箇所をいう。

b 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、蓄光式誘導標識を設けることが適当である。この場合において、蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」(平成11年消防庁告示第2号別図第2)の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとする。

c 誘導標識の材料は、「堅ろうで耐久性のあるもの」(平成11年消防庁告示第2号第5第3号(1))とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあつては、耐摩耗性や耐水性を有するものを設置すること。

d (現行に同じ。)

(カ) 光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導表示

a 平成11年消防庁告示第2号第3の2ただし書

に規定する「光を発する帯状の標示」としては、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの(図16-30)、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの(図16-31)等を想定しており、停電等により通常の照明が消灯してから20分間(規則第28条の3第4項第10号の規定において悠路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあつては60分間)経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保されるようにすること。

(式省略)

「(7)及び(イ)」とは、第6次改訂版における「(7)及び(イ)」であり、第7次改訂の際に、引用先の変更に伴う整理漏れしていたと思われる。

第6次改訂版

「ア 設置箇所

(7) 避難口に設ける誘導標識は、6(1)アに掲げるに掲げる避難口の上部等に設けること。●

(イ) 廊下又は通路に設ける…」

が、

第7次改訂版で、

「ア 設置箇所は、令第26条第2項第5号によるほか、次によること。

(7) 廊下又は通路に設ける…」

となり、第6次の(7)がア本文に取り込まれ、(イ)が(7)にずれていたもの。

∴第6次の(7)は第7次以降の6(1)アに、第6次の(イ)は第7時以降の(7)に対応するもの。「6(1)ア及び(7)」と修正してしまうと、(7)が6中のものと誤読される可能性を考慮し、「(7)及び6(1)ア」と修正する。

また、当該標示を用いる場合にあっても、所期の性能が確保されるよう上記(イ) b 及び(ウ) a ・ c の例等により適正に設置・維持するとともに、曲り角等の必要な箇所において高輝度蓄光式誘導標識により避難の方向を明示すること。(図 16-30)

b 告示第3の2ただし書に規定する「その他の方法」としては、蓄光式誘導標識又は上記 a の「帯状の標示」を補完するものとして、例えば避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示(図 16-32)、階段のシンボルを用いた階段始点用の標示(図 16-33)等が想定される。

c (略)

ウ 蓄光式誘導標識の設置対象ごとの個別事項

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 大規模・構想の防火対象物等(停電時の長時間避難に対応した誘導表示関係)

a 停電時の長時間避難に対応した誘導表示の対象として、告示第4第3号により地下駅舎等が新たに追加されたが、同号に規定する「消防長(消防本部を置かない消防本部においては、市町村長)又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの」については、危険性が高いものとし、「複数の路線が乗り入れている駅」又は「3層以上の構造を有する駅」を指定すること。

b (略)

(8) (略)

7 誘導灯の消灯

(1)～(2) (略)

(3) 消灯方法★

ア (略)

イ (1)イに該当し、消灯する場合は、次の各号に適合すること。

(ア)～(ウ) (略)

ウ (1)ウに該当し消灯する場合は、次の各号に適合すること。

(ア) (略)

(イ) (1)ウ(ア)に掲げる防火対象物のうち当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。従って、清掃、点検等のため人が存する場合には消灯できないものである。

(ウ) (1)ウ(イ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。

(エ) (1)ウ(ウ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。

(4) 点灯方法

また、当該標示を用いる場合にあっても、所期の性能が確保されるよう上記(イ) b, (ウ) a 及び c の例等により適正に設置・維持するとともに、曲り角等の必要な箇所において高輝度蓄光式誘導標識により避難の方向を明示すること。(図 16-30)

b 平成 11 年消防庁告示第 2 号第 3 の 2 ただし書に規定する「その他の方法」としては、蓄光式誘導標識又は上記 a の「帯状の標示」を補完するものとして、例えば避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示(図 16-32)、階段のシンボルを用いた階段始点用の標示(図 16-33)等が想定される。

c (現行に同じ。)

ウ 蓄光式誘導標識の設置対象ごとの個別事項

(ア)～(イ) (現行に同じ。)

(ウ) 大規模・構想の防火対象物等(停電時の長時間避難に対応した誘導表示関係)

a 停電時の長時間避難に対応した誘導表示の対象として、平成 11 年消防庁告示第 2 号第 4 第 3 号により地下駅舎等が新たに追加されたが、同号に規定する「消防長(消防本部を置かない消防本部においては、市町村長)又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの」については、危険性が高いものとし、「複数の路線が乗り入れている駅」又は「3層以上の構造を有する駅」を指定すること。

b (現行に同じ。)

(8) (現行に同じ。)

7 誘導灯の消灯

(1)～(2) (現行に同じ。)

(3) 消灯方法★

ア (現行に同じ。)

イ 7(1)イに該当し、消灯する場合は、次の各号に適合すること。

(ア)～(ウ) (現行に同じ。)

ウ 7(1)ウに該当し消灯する場合は、次の各号に適合すること。

(ア) (現行に同じ。)

(イ) 7(1)ウ(ア)に掲げる防火対象物のうち当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。従って、清掃、点検等のため人が存する場合には消灯できないものである。

(ウ) 7(1)ウ(イ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。

(エ) 7(1)ウ(ウ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。

(4) 点灯方法

<p>点灯方法は、次の各号に適合すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u> </u>(1)アに該当する防火対象物又はその部分で無人でない状態となった場合、施錠連動装置又は証明器具連動装置により自動的に転倒できること。</p> <p>ウ <u> </u>(1)イに該当する防火対象物又はその部分で、外光により避難口又は避難方向が識別できなくなった場合、光電式自動点滅器により自動的に点灯できること。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u> </u>(1)ウ及びエに該当する防火対象物又はその部分で、当該対象場所を使用されている通常の照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。この場合において、誘導灯の点灯が当該防火対象物の使用目的の障害になるおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>また、点灯時は正常点灯（誘導灯に内蔵する光源をその定格値で点灯することをいう。）の明るさに復帰し、点灯のための点滅器は、防災センター等又は対象場所が見とおせる場所若しくはその付近に設けること。★</p> <p>カ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>8 電源及び配線</p> <p>(1) 常用電源 規則第 28 条の 3 第 4 項第 9 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 常用電源回路からの専用回路は、2 以上の階にわたらないこと。ただし、<u>(3)イ、ウ</u>に掲げる防火対象物で、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下、通路及び直通階段に設ける誘導灯及び通路誘導灯にあっては、各階段系統ごととすることができる。</p> <p>(2) 非常電源 規則第 28 条の 3 第 4 項第 10 号及び平成 11 年消防庁告示 <u> </u>第 4 の規定によるほか次によること。 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 総合操作盤 <u> </u>総合操作盤の技術基準によること。</p>		<p>点灯方法は、次の各号に適合すること。</p> <p>ア (現行に同じ。)</p> <p>イ <u>7</u>(1)アに該当する防火対象物又はその部分で無人でない状態となった場合、施錠連動装置又は証明器具連動装置により自動的に転倒できること。</p> <p>ウ <u>7</u>(1)イに該当する防火対象物又はその部分で、外光により避難口又は避難方向が識別できなくなった場合、光電式自動点滅器により自動的に点灯できること。</p> <p>エ (現行に同じ。)</p> <p>オ <u>7</u>(1)ウ及びエに該当する防火対象物又はその部分で、当該対象場所を使用されている通常の照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。この場合において、誘導灯の点灯が当該防火対象物の使用目的の障害になるおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>また、点灯時は正常点灯（誘導灯に内蔵する光源をその定格値で点灯することをいう。）の明るさに復帰し、点灯のための点滅器は、防災センター等又は対象場所が見とおせる場所若しくはその付近に設けること。★</p> <p>カ (現行に同じ。)</p> <p>(5) (現行に同じ。)</p> <p>8 電源及び配線</p> <p>(1) 常用電源 規則第 28 条の 3 第 4 項第 9 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア (現行に同じ。)</p> <p>イ 常用電源回路からの専用回路は、2 以上の階にわたらないこと。ただし、<u>平成 11 年消防庁告示第 2 号第 4、1 及び 2</u>に掲げる防火対象物で、規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下、通路及び直通階段に設ける誘導灯及び通路誘導灯にあっては、各階段系統ごととすることができる。</p> <p>(2) 非常電源 規則第 28 条の 3 第 4 項第 10 号及び平成 11 年消防庁告示 <u>第 2 号</u>第 4 の規定によるほか次によること。 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。</p> <p>(3) (現行に同じ。)</p> <p>9 総合操作盤 <u>第 25 の 2</u>総合操作盤の技術基準によること。</p>	
--	--	---	--